

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 602,337 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 10,763,688 千円

(単位：千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	2,048,519	1,351,070		30,585	77,443	589,421
	高齢者福祉事業	78,520	1,573		2,076	8,695	66,176
	児童福祉事業	4,444,578	2,369,364	6,400	413,656	192,214	1,462,944
	母子福祉事業	282,083	103,121		1,584	20,599	156,779
	生活保護扶助事業	1,291,146	924,153		26	42,616	324,351
	小計	8,144,846	4,749,281	6,400	447,927	341,567	2,599,671
社会 保険	介護保険事業	813,933	5,430			93,892	714,611
	国民健康保険事業	502,837	261,301		1	28,050	213,485
	後期高齢者医療事業	867,487	93,970			89,829	683,688
	小計	2,184,257	360,701	0	1	211,771	1,611,784
保健 衛生	疾病予防対策事業	422,302	10,616		8	47,808	363,870
	医療提供体制確保事業	12,283			2,025	1,191	9,067
	小計	434,585	10,616	0	2,033	48,999	372,937
合計		10,763,688	5,120,598	6,400	449,961	602,337	4,584,392